

○東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京家政学院大学（以下「本学」という。）における研究活動において「東京家政学院大学教員の倫理規範（平成19年7月30日制定）」（以下「倫理規範」という。）に定める事項の遵守を促し、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、論文作成及び結果報告におけるデータ、情報及び調査結果等の次に掲げる行為をいう。ただし、故意でない誤りは不正行為から除外される。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 前各号の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

2 この規程において「職員等」とは、専任・非常勤にかかわらず、本学において研究活動及び研究活動の支援を行う教職員及び学生をいう。

(責任体制)

第3条 研究活動の不正行為の防止及び不正行為があると思料した場合の対応（以下「不正防止等」という。）について、次のとおり責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者を学長と定め、本学全体を統括し、不正防止等について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者を副学長と定め、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括し、不正防止等について実質的な責任と権限を持つ。
- (3) 研究倫理教育責任者を研究科長、学部長及び事務局長と定め、統括管理責任者の指示の下、研究科、学部及び事務局における研究倫理教育を行う実質的な責任と権限を持つ。

(職員等の責務)

第4条 職員等は、不正行為を行ってはならず、法令、倫理規範及び本学の規程等を順守し、高い倫理観を持って研究活動及び研究活動の支援を行わなければならない。

- 2 職員等は、研究活動に係る法令等に関する研修及び研究倫理教育に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検討可能性を担保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び正当性が認められた場合には、これを開示しなければならない。

ない。

(不正行為に関する告発)

第5条 本学の学長、職員等(大学の業務を行う者であって職員等以外の者を含む。)は、本学における不正行為を発見したとき又は不正行為があると思料するときは、書面、電話、FAX、電子メール、面談等、直接受付窓口に告発を行うことができる。

2 告発は原則として、顕名により行われ、不正行為を行ったとする者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみ受け付ける。

3 匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、前項に準じて取り扱うものとする。

4 報道機関、学会等、又はインターネット上で不正行為の疑いが指摘された場合は、前項に準じて取り扱うものとする。

(告発の受付窓口等)

第6条 前条の告発の受付窓口は、学長室に置く。

2 受付窓口には受付管理者を置き、学長室長をもって充てる。

3 受付管理者は、告発を受け付けた場合、速やかに最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の告発に基づき、不正行為が疑われる場合には、統括管理責任者に対して予備調査を行わせるものとする。

5 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談があった場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、最高管理責任者は、その対象となった者に警告を行うものとする。

6 告発の意思を明示しない相談がなされた場合は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、告発に相当な理由があると認めるときは、最高管理責任者は、告発を行った者に対して告発の意思があるか否かを確認した上で、告発に準じた取り扱いをするものとする。

7 前項の告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

8 最高管理責任者は、書面による告発等、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者(匿名の場合を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名によるものとして取り扱う、以下同じ。)に、告発を受け付けたことを通知する。

(予備調査)

第7条 統括管理責任者は、予備調査の指示を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、速やかに告発内容の合理性、本調査の実施可能性等について調査を行い、かつ、予備調査の指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(1) 不正行為が行われた可能性

(2) 告発に科学的な合理性のある理由が示されているか否か

(3) 当該事案に係る研究活動の公表から告発がなされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等研究成果の事後の検証を可能とするもの（以下「関係資料等」という。）について本学が定める保存期間を超えるか否か

2 統括管理責任者は、関係する職員等に対し、本調査の証拠となり得る関係資料等の保全を命ずることができる。

3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

（本調査の決定）

第8条 最高管理責任者は、前条の報告に基づき、告発の受付から30日以内に、告発の内容の合理性を確認して本調査の要否を決定するものとする。

2 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者（以下「告発者等」という。）に本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、当該事案に係る研究費の配分機関等及び文部科学省に対し、本調査を行う旨を報告するものとする。

3 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合は、理由を添えてその旨告発者に通知するものとする。この場合において、予備調査に係る資料等を保存し、この事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

（証拠資料等の保全）

第9条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、告発を受けた研究活動に関し、不正行為の物的・科学的根拠となる資料等（以下「証拠資料等」という。）を保全する措置をとるものとする。

（研究費の支出停止）

第10条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから第25条に規定する認定の確定がするまでの期間、被告発者に対して、告発された事案に係る研究費の支出を、一時停止する措置を講ずるものとする。

（調査委員会の設置）

第11条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、速やかに研究活動の不正行為に係る本調査のための研究不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員は、最高管理責任者がその都度委嘱する。

(1) 本学の教職員

(2) 外部有識者

3 委員のうち半数以上は、前項第2号による委員でなければならない。

4 委員に、専門的知識を有する学外者を含めることとする。ただし、全ての委員は、大学

及び告発者等と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 5 調査委員会の委員長は、委員のうちから最高管理責任者が任命した者をもって充てる。
- 6 委員長は、調査委員会を招集する。
- 7 調査委員会の事務は、委員長の指名した委員が行う。

(調査の通知等)

第 12 条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したとき、告発者等に対し、調査の開始、調査への協力並びに委員の氏名及び所属を通知するものとする。この場合において、告発者等は、委員の選任について異議を申立てることができる。

- 2 告発者等は、前項の規定により通知を受けた委員について不服があるときは、前項の通知を受けた日から 7 日を経過する日までに異議申立書を最高管理責任者に提出することができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の規定による異議申立書を受理したときは、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該申立てに係る委員を交代するとともに、その旨を告発者等に通知するものとする。

(本調査)

第 13 条 委員長は、前条第 2 項に規定する期間が経過したときは、直ちに本調査実施の決定後 30 日以内に調査委員会を招集し、本調査を開始しなければならない。

- 2 調査委員会は、第 9 条の規定により保全された証拠資料等若しくは自ら収集した資料を精査し、又は関係者からのヒアリング、再実験の要請等の方法により本調査を行う。
- 3 調査委員会は、本調査の過程において、被告発者による弁明の聴取を設けなければならない。
- 4 調査委員会が必要と認める場合は、当該事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究活動も本調査の対象に含めることができる。
- 5 調査委員会は、再現性の検証のため被告発者に対し再実験を要請する場合又は被告発者自らの意思により再実験を申し出て調査委員会がその必要性を認める場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を踏まえた上で、合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に再実験を行わせるものとする。

(本調査の中間報告)

第 14 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、当該事案に係る研究費の配分機関等からの求めがあった場合には、最高管理責任者の了承を得て、本調査の中間報告を提出するものとする。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 15 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮しなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 16 条 本調査の過程において、被告発者が当該事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと及び論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定の方法)

第 17 条 調査委員会は、本調査の結果及び被告発者が行う説明並びに本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。この場合において、調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

2 調査委員会は、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する関係資料等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者の不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

3 調査委員会は、不正行為が行われたと認定する場合は、不正行為の内容及び悪質性、関与した者とその関与の程度、当該研究活動に係る論文等における各著者の役割その他必要な事項について認定を行う。

4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定する場合であって、告発が悪意（被告発者を陥れるため、被告発者が行う研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの損害を与えること又は本学等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この場合において、調査委員会は、告発者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第 18 条 委員長は、本調査の結果及び認定結果（以下「調査結果」という。）について、本調査の開始後 150 日以内に調査報告書をもって最高管理責任者に報告するものとする。ただし、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合には、その理由及び認定の予定日を最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第 19 条 最高管理責任者は、調査結果について、書面により告発者等に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る研究費の配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 20 条 次の各号に掲げる者は、前項の規定により通知された調査結果に不服があるときは、受付窓口を通じて最高管理責任者に対して不服申立てを行うことができる。

- (1) 不正行為を認定された被告発者
- (2) 悪意に基づく告発を認定された告発者

2 前項の不服申立ては、調査結果の通知を受けた日から起算して 14 日以内に行うものとし、かつ、書面を受付窓口へ提出することにより行わなければならない。

3 前 2 項の規定に基づき、不服申立てを行った者（以下「不服申立者」という。）は、前項に定める不服申立ての期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

（不服申立ての審査）

第 21 条 最高管理責任者は、不服申立てを受けた場合は、調査委員会に不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、委員を交代し、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。この場合における調査委員会の構成は、第 11 条の規定を適用する。

3 調査委員会は、最高管理責任者からの指示に基づき、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査実施の必要性の有無を速やかに決定し、最高管理責任者に報告するものとする。

4 調査委員会は、審査の結果、当該事案の再審査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと判断した場合は、その旨を最高管理責任者に報告するものとする。この場合において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて報告するものとする。

（再審査の実施）

第 22 条 前条第 3 項の審査の結果、調査委員会が再調査の実施を決定したときは、調査委員会は、再審査を行う旨の最高管理責任者に報告するものとする。

2 調査委員会は、再調査に当たって、不服申立者に対して、認定結果を覆すに足るものと不服申立者が思料する資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。

3 調査委員会は、不服申立者から前項の協力が得られない場合には、再調査を実施せず手続を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不服申立者に当該決定を通知するものとする。

4 調査委員会は、第 1 項に規定する再調査を行う場合は、再調査の開始から 50 日以内に先の認定結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50 日以内に認定結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

(再調査等の通知及び報告)

第 23 条 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあった場合は告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあった場合は被告発者に対して通知するものとし、いずれの場合においても、当該事案に係る研究費の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査の開始を決定した場合及び前条第 3 項に定める再調査の打ち切りを決定した場合も同様とする。

(認定の確定)

第 24 条 不正行為の認定及び不正行為がないとする場合における告発者の悪意の認定は、次の各号に掲げるいずれかの場合をもって確定とする。

- (1) 第 20 条による通知後、告発者等から不服申立てがなかった場合
- (2) 不服申立てに対し、再調査を実施しないことを決定した場合
- (3) 不服申立てに対する再調査を終えた場合

2 最高管理責任者は、前項に基づき認定が確定した場合は、当該事案に係る研究費の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

(処分)

第 25 条 最高管理責任者は、前条により不正行為の認定が確定したときは、当該不正行為に関わる者の懲戒処分について、教育職員にあっては教授会の議を経て学校法人東京家政学院就業規則（以下「就業規則」という。）により理事会に諮り、これを行う。

その他の職員等の処分は就業規則により理事会に諮り、これを行う。

2 悪意により虚偽の申立てを行った者の処分については、教授会の議を経て就業規則により理事会に諮り、これを行う。

(認定確定後の措置)

第 26 条 最高管理責任者は、認定確定後、次の措置を講ずるものとする。

(1) 不正行為が行われたとの認定が確定した場合

ア 次の事項の公表を行う。ただし、不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、(ア)の当該不正行為に関与した者の氏名・所属は公表しないことができる。

(ア) 不正行為に関与した者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）の氏名及び所属

(イ) 不正行為の内容

(ウ) 調査委員会委員の氏名及び所属

(エ) 調査の方法・手順等

(オ) 本学が公表時までに行った措置の内容

(カ) その他必要と認める事項

イ 被認定者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対する研究費の使用中止を命ずる

ウ 被認定者の論文等の取り下げ、訂正その他の措置の勧告を行う。この場合において、被認定者は勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告が応じるか否かの意思表示を行わなければならない。

エ ウの規定に基づき勧告が行われた場合において、被認定者が勧告に応じないときは、その事実を公表する。

オ その他必要な措置を講ずる。

(2) 不正行為がなかったとの認定が確定した場合

ア 研究費の支出停止、証拠保全等の措置を解除し、不正行為がなかったとの認定が確定した旨を本調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被告発者の不利益の発生防止のための措置を講ずる。

イ 調査結果は公表しない。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

ウ 悪意に基づく告発であった場合は、悪意に基づく告発であることを認定した調査結果を公表するとともに必要な措置を講ずる。

2 前項の措置のほか、悪質性が高いと認められる場合には、刑事告発又は民事訴訟の措置をとるものとする。

(是正措置等)

第27条 最高管理責任者は、不正行為が認定された場合は、統括管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを命ずるとともに、必要に応じて本学全体における是正措置等をとるものとする。

2 最高管理責任者は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を当該事案に係る研究費の配分機関等及び文部科学省に対して報告するものとする。

(秘密保持義務)

第28条 調査委員会の委員その他告発の手續に関係した者は、その対応を通じて知り得た内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 最高管理責任者、統括管理責任者及び委員長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者等の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者等の了解を得て、調査中にかかわらず、本調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等の責めに帰すべき理由により漏洩したときは、告発者等の了解は不要とする。

4 最高管理責任者、統括管理責任者、委員長その他関係者は、告発者等、調査協力者又は関係者に連絡又は通知するときは、告発者等、調査協力者又は関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者及び調査協力者の保護)

第 29 条 不正行為に係る告発者及び調査協力者に対しては、悪意に基づく告発であることが認定されない限り、単に告発及び情報提供を行ったことを理由とする不利益を受けることのないように、配慮しなければならない。

(被告発者への不利益取り扱いの禁止)

第 30 条 被告発者に対しては、最高管理責任者が第 10 条、第 26 条第 1 項第 1 号及び第 32 条の規定に基づき講ずる措置を除き、不利益をもたらす行為をしてはならない。

(協力義務)

第 31 条 予備調査及び本調査への協力を求められた者は、誠実に協力するとともに虚偽の申告又は証言をしてはならない。

(研究費の返還)

第 32 条 最高管理責任者は、すでに使用した研究費については、その全部又は一部を返還させることができる。

(本学以外の者への協力依頼)

第 33 条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる事項について本学以外の者に依頼することができる。

(1) 最高管理責任者 第 7 条第 2 項及び第 9 条の規定による資料の保全

(2) 委員長 第 13 条第 2 項の規定によるヒアリング

2 最高管理責任者及び委員長は、前項の規定に基づく依頼と併せて第 28 条、第 29 条及び第 30 条に規定する事項について、本学以外の者に協力を要請するものとする。

(他の研究機関等との連絡協議)

第 34 条 職員等が本学以外の研究機関で行った研究、又は過去に本学で行った研究に係る告発があった場合は、研究が行われた研究機関又は現在職員等が所属する研究機関等との連絡協議のうえ事案の調査を行う。

(事務)

第 35 条 研究活動の不正行為の対応に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正行為に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 21 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。